

保安規定違反区分「違反2」と判断された項目の概要 (誤ってケーブルが敷設されていた事例について)

●概要

2015年9月、柏崎刈羽原子力発電所6号機の中央制御室床下において、安全機能を有する系統の分離のために設けられた分離板を撤去し信号ケーブルを敷設する等、本来分離されなければならない異なる区分の安全系ケーブル同士又は安全系ケーブル及び常用系ケーブルが混在して敷設されていることが判明した。

本件を受け、福島第二原子力発電所においても調査を実施した結果、柏崎刈羽原子力発電所と同様に不適切なケーブル敷設等が判明した。

本件に関しては、2016年3月30日に調査結果、および原因、再発防止対策を取りまとめ、原子力規制委員会へ報告した。

●保安規定の該当条項等

第3条（品質保証計画）

7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス

7.4 調達

●対応状況

本事例に関する直接要因および背景要因は、柏崎刈羽原子力発電所の事例と共通であり、柏崎刈羽原子力発電所の品質マネジメントの検証として2016年1月29日に報告した根本原因分析から導き出された組織的要因と同様であることから、これらの要因を踏まえた再発防止策を2015年12月から開始しており、2017年3月末を目途に計画的に実施していく。

さらに、既存の安全機能を有する設備に同様な事象が潜在していないことを確認するため、現場の設備状態について計画的に確認をしていく。

是正処置については、安全系の機能へ影響する可能性がある状態の安全系2区分以上を跨ぐケーブル及び分離板を優先的に計画し、2017年3月末を目途に実施していく。

以 上